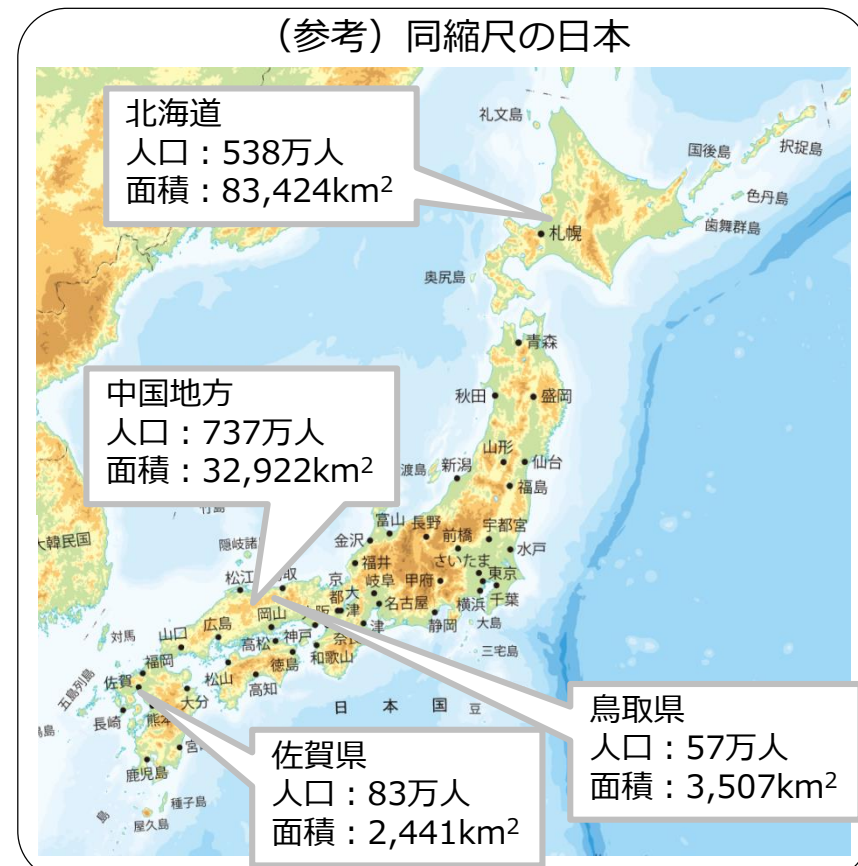
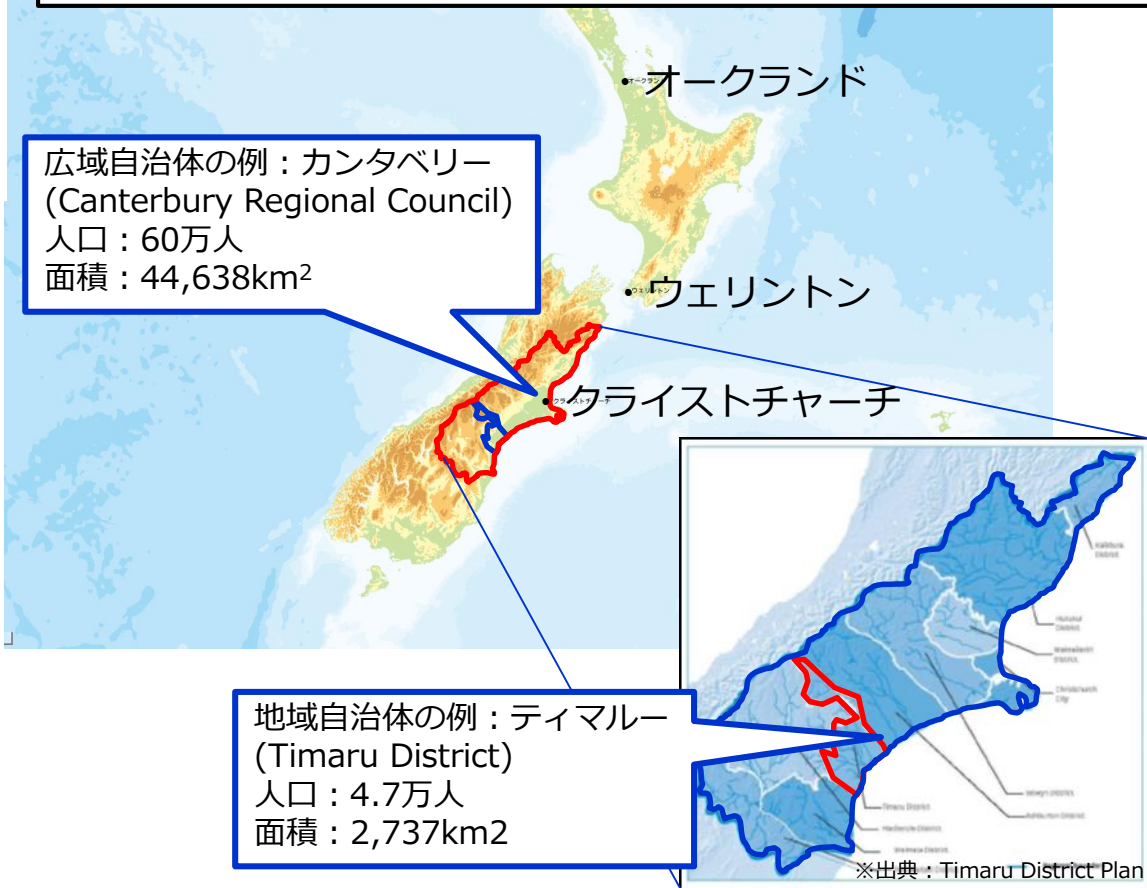


ご意見・論点に関する補足資料②

(ニュージーランドにおける資源管理に関する計画について)

平成29年12月7日

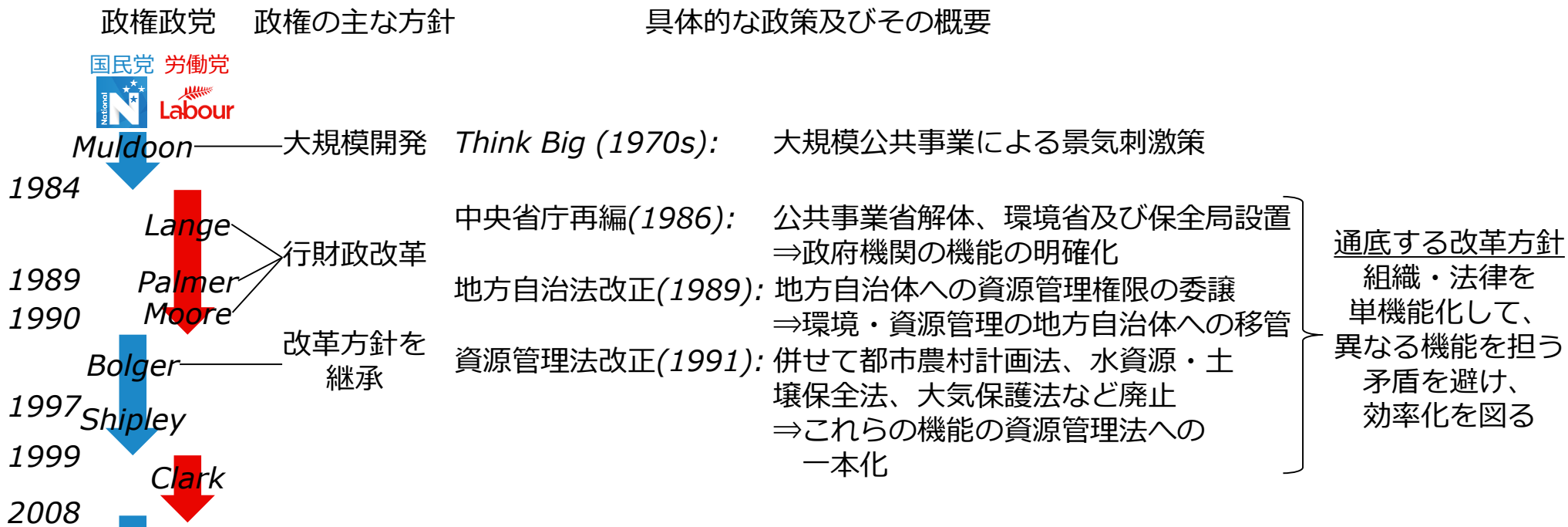
- 面積約27.5万km²、人口約469万人。（人口密度は日本の約20分の1）
- イギリス女王を国家元首とする立憲君主制であり、議院内閣制を採用。
- 地方制度は、11の広域自治体（regional council）と61の地域自治体（territorial authority）、6つの統合自治体（unitary authority）から構成。
- 広域自治体の権限は必ずしも大きくない。規制機関的性格が強く、水、大気、土壌保全、沿岸環境、汚染、自然災害対応などの役割が主である。広域自治体議員（Regional Councilor）は公選され、互選で議長が選ばれる。
- 一方、地域自治体の権限は広く、土地利用、宅地開発、都市施設、公衆衛生・治安規制などが含まれる。地域自治体の首長（Mayor）と自治体議会の議員は、直接選挙で選ばれる。



- ニュージーランドの都市計画制度は、1991年資源管理法、2002年地方自治法、2003年陸上交通管理法に規定された、以下の様々な計画文書で構成されている。（国全域を対象にした総合的な国土計画はない。）
※オークランド市に関しては、2012年3月にニュージーランドにおける最初の空間計画であり、財政計画と連動した計画である「オークランド計画」を策定。
- 各広域自治体には、「地域経済開発戦略」（Regional Economic Development Strategy）を作成することが奨励されている。
- 総合的な計画としての性質を有する「地域方針文書」及び「地区計画」についてレビューを実施。

文書作成主体 規定する法令	国	広域自治体 (regional council)	地域自治体 (territorial authority)
1991年資源管理法 (Resource Management Act: RMA)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家環境基準 (National environmental standards) ・国家方針文書 (National policy statements) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域方針文書 (Regional Policy Statement) 資源管理の関連から作成) ・地域計画 (環境管理 (海岸、自然災害、大気・水・土壌の質等) の観点から作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画 (District plans : 土地利用、宅地開発、騒音の管理の観点から作成) ・RMA (資源管理法) 複合文書
2002年地方自治法		<ul style="list-style-type: none"> ・長期自治体コミュニティ計画 ・年次計画 	
2013年陸上交通管理法	<ul style="list-style-type: none"> ・国家陸上交通戦略 ・政府方針文書 ・国家陸上交通プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域陸上交通戦略 ・地域陸上交通プログラム 	

- ニュージーランド政府は、1980年代の労働党政権下で、新自由主義的な改革を指向。
- 具体的には①公共事業省の解体、環境省・保全局の設置による政府機関機能の明確化（資源管理行政の環境省への移管）、②環境・資源管理（土地利用も含む）の地方自治体への移管、③都市計画・農村計画・水資源計画などの機能の資源管理法への一本化等を実施。（改革方針は最終的には国民党も継承）



○ 1991年資源管理法の概要

- ・ 対象とする「資源」は土地・水・大気・土壌・鉱物・エネルギー・すべての形態の動植物を含む
- ・ 広域自治体と地域自治体の役割分担を明確化（環境、沿岸、交通、河川、公害規制、有害動植物等は広域自治体、土地利用ゾーニング、建築、保険・福祉、廃棄物、公園・道路等は地域自治体）
- ・ 資源に影響を与える行為を、資源ごとに①許容②管理③制限付き裁量④裁量⑤非適合⑥禁止の6段階に分類・定義し、段階に応じた自治体の関与（許可・禁止等）を定めた資源利用承認制度（Resource Consent）を導入（自治体は承認手続にあたり、公聴会等の住民意見の聴取を義務づけることができる）

- 「カンタベリー地域方針文書」では、15分野に係る45の目標を設定し、関連する99の施策を記載。
- 土地利用、水資源、エネルギー等、包括的な計画となっている一方、目標設定は定性的。
- 空間計画としての機能は低く、沿岸管理等限定的。

策定主体：地域委員会 (Regional Council※)

※地域 (Region) の運営を行う委員会。カンタベリーの選挙によって選ばれた14名の委員により構成。

策定年：2013年 (最終改定・2017年)

記載内容：

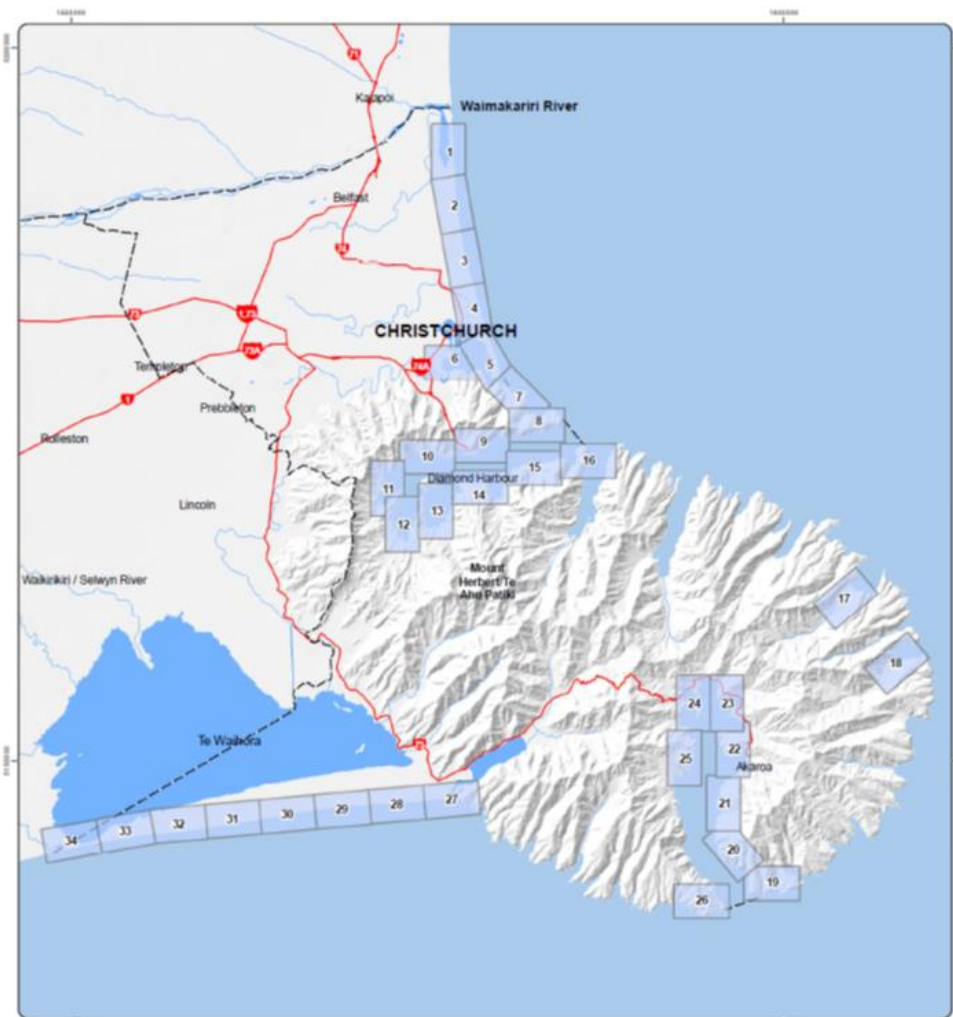
- 土地利用・インフラ計画、震災復興、水資源、沿岸環境、生態系、河川・湖沼環境、自然災害、景観、歴史文化遺産、大気環境、土砂管理、エネルギー、土壌汚染、有害物質、廃棄物管理の15項目について、それぞれ現状・課題・定性的目標を整理し、関連する施策を、想定される環境影響とともに列挙 (計45の目標を設定し、99の施策を記載)

※このほか、マオリ族と資源管理の関係についても記載

たとえば、土地利用・インフラ計画に関しては、

- ①地域開発 (経済・環境・景観等) の方向性、②総合的な土地利用の推進、③安全で効率的な交通網の整備の3つの目標に関し定性的な方針を記載
- その上で、地域委員会、地区自治体 (Territorial Authorities)、基礎自治体 (Local Authorities) の各主体ごとに関連する施策の概要を列記。

Land Parcel Boundaries



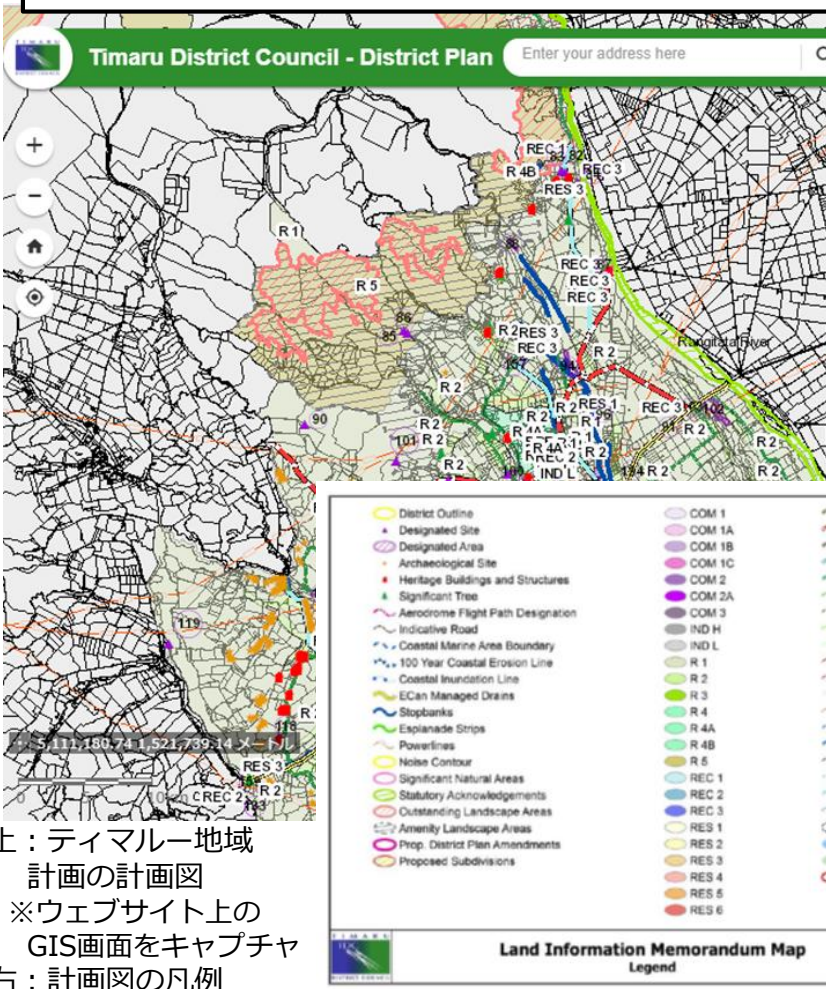
クライストチャーチ周辺の沿岸災害ハザードマップ整備状況 (目次)

※Canterbury Regional Policy Statementより抜粋

※出典:カンタベリー地域方針文書

URL: <https://www.ecan.govt.nz/your-region/plans-strategies-and-bylaws/canterbury-regional-policy-statement/>

- 「ティマラー地区計画」では、13分野に係る21の目標を設定し、関連する83の施策を記載。
- 土地利用、エネルギー等、地域方針文書と同様の項目もある一方、道路、行政サービス（水道等）など生活に密着した施策について多く記載。（目標設定は地域方針文書と同様に定性的）
- 土地をゾーニングし、土地分類ごとに資源に影響を与える行為に対する承認（Consent）基準を明記。併せて、全ての土地に共通する分野ごと（行為の種類ごと）の基準も記載。
- GIS・図面による空間計画を併記しており、包括的な空間計画図を提供。



策定主体：地区委員会（District Council※）

※同国に設置されたおおむね「県」に相当する地区（District）の運営を行う委員会。ティマラーの場合選挙によって選ばれた市長及び8名の委員により構成。

策定年：2005年（最終改定・2017年）

記載内容：

- 土地管理、自然環境、淡水資源、自然災害、廃棄物管理、大気環境、エネルギー、道路、インフラとサービス、文化遺産、植栽、騒音、コミュニティ空間の13項目について、それぞれ現状・課題・定性的目標、施策、環境影響、モニタリング手法を列挙
- 土地を5分類（郊外・住居・商業・工業・レクリエーション）・21地区（高密度・低密度等）にゾーニングし、資源に影響を与える行為に対する承認（Consent）基準を明記。
 - ・例えば郊外の住宅地（Residential 1）については、教育施設の増築は「管理（Controlled）：届出が必要」、病院の建築は「裁量（Discretionary）：許可が必要」に分類、等。
- 併せて、土地利用、分筆、沿岸環境、水域・空地、道路、交通、駐車、有害物質、仮設物、公共事業、文化遺産、保存樹木、住居の移動、広告・看板、自然災害、盛土、景観、水上活動、騒音、自然環境の21項目について、全ゾーン共通の分野ごとの承認基準を明記。
 - ・例えば、分筆については、文化財を含む土地の分筆は「裁量」、空港周辺の騒音地域における分筆は「不適合：原則禁止」、等。